

令和2年度移動年金相談

年金加入記録の確認や年金請求、受給額確認などの相談を、年金事務所の職員が応えます。

令和2年度については、次のとおり計画しています。

○開催日・場所

- ・ 4月9日(木)
指江庁舎1階住民相談室
- ・ 6月4日(木)
役場3階庁議室
- ・ 8月13日(木)
指江庁舎1階住民相談室
- ・ 10月8日(木)
役場3階庁議室
- ・ 12月17日(木)
指江庁舎1階住民相談室
- ・ 令和3年2月4日(木)
役場3階庁議室

※年金相談は、完全予約制です。開催日の1週間前までに申し込みください。

○開催時間

午前9時30分～午後3時30分

◎問い合わせ先

役場町民保健課年金係
☎(86) 1157

浄化槽が無償譲渡されます

平成24年度から施行された「長島町浄化槽事業に関する条例」により町が管理している浄化槽のうち設置後10年を経過したものを個人などへ無償で譲渡します。

譲渡後は個人の管理になり、浄化槽の保守点検や清掃、水質検査は個人で専門の業者へ依頼していただくようになります。

令和2年度から無償で譲渡を開始します。対象者には順次ご連絡します。

合併前に設置した浄化槽も対象となります。

- 設置後10年を経過したもの
令和2年度から無償譲渡
- 平成22年度設置分
令和3年度から無償譲渡
- 平成23年度設置分
令和4年度から無償譲渡

◎問い合わせ先

役場水道課下水道係
☎(88) 5664 [直通]

特別弔慰金支給

戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改め

て弔慰の意を表するため、戦没者など遺族の代表者一人に特別弔慰金を支給します。

○支給対象者

令和2年4月1日において、戦没者などに係る公務扶助料、遺族年金などの年金給付を受ける権利者がいない遺族のうち、代表者一人

※「遺族」とは、戦没者などの死亡当時にすでに生まれていた遺族(子は戦没者などの死亡当時の胎児を含む)で、三親等内親族に限られ、法律により支給順位や要件が定められています。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

4月1日から

令和5年3月31日まで

(請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができません)

○請求先

役場福祉事務所、指江庁舎総合管理課

◎問い合わせ先

役場福祉事務所老人福祉係
☎(86) 1146 [直通]

町文化協会新規加入団体募集

町文化協会では、地域で主体的に文化活動に取り組み団体を対象に、新規加入団体を募集します。

町文化協会では、①町内各文化グループの相互の連携
②地域に根ざした文化活動の展開
③創る文化活動を促進
④町の芸術文化の振興に寄与すること―を目的に活動をしています。

11月に開催する町総合文化祭への参加のほか、研修を兼ねた県主催文化事業への参加などの活動を行っています。

新規加入を希望する団体は、4月中旬に登録を行いますので、問い合わせください。

◎問い合わせ先

町教育委員会社会教育課
☎(88) 6500 [直通]

「高齢者学級」募集

町教育委員会では、各集落の老人クラブごとに仲間づくり、健康づくりなどを目的とした高齢者学級の開設を募集します。

学習内容は、趣味・教養、

生活、健康、福祉、スポーツ活動などの学習を学級単位で行うものです。活動のやり方については相談に応じますので、問い合わせください。

○学習規模

一回2時間以上、年10回程度

○開設期間

4月1日から

令和3年3月31日まで

○条件

- ・ 15人程度の学級生を確保できること
- ・ 学習内容を自主的に編成できること

○申込期限 4月30日(木)

◎問い合わせ先

町教育委員会社会教育課
☎(88) 6500 [直通]

「生涯学習学級」募集

町教育委員会では、自主的に企画や運営をする生涯学習学級の開設を希望する団体・グループなどを募集します。

学習内容は、地域おこし、ボランティア、趣味・教養、文化、スポーツ活動などの活動や学習を学級単位で行うものです。

○学習規模

一回2時間以上、年10回以上開設できること

○開設期間

4月1日から

令和3年3月31日まで

○条件

- ・ 成人の町民で、常時10人以上の学級生を確保できること。ただし、芸術文化団体の育成の場合、青少年を含む団体でも可
- ・ 原則として育成期間は3年間とする。ただし、内容により特に必要な場合は延長できる

・ 代表者が説明会など教育委員会が開催する会議に出席できること

○申込期限 4月30日(木)

◎問い合わせ先

町教育委員会社会教育課
☎(88) 6500 [直通]

Tax News



名義変更などの手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日時点で登録されている軽自動車などに課税されます。名義変更、廃車などの手続きは早めに済ませてください。

車両の種類	手続き場所
○原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	役場税務課(鷹巣) 総合管理課(指江)
○小型特殊自動車	
○ミニカー	購入先業者または 点検整備を受ける 整備工場など
○軽自動車(四輪)	
○軽自動車(二輪) (125cc超え250cc以下)	
○小型二輪(250cc超え)	

◎問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係 ☎(86) 1172 [直通]